

第3章 学校

第1節 問題行動対策

1 いじめ防止対策の推進

【大学私学課】【義務教育課】【高校教育課】

「福井県いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」において、有識者・弁護士・医師・法務局・警察・学校・PTA・子ども会・スクールカウンセラー等と、いじめの防止のための具体的な取組みについて協議を進めてきました。本協議会では、平成27年5月に子どもたちのインターネットの適正利用の指針となる「ふくいスマートルール」の策定、平成28年以降は、毎年いじめの未然防止・早期発見に関する保護者向けリーフレット「STOP! いじめ」を作成し、啓発を行っています。

また、県内すべての学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止や早期発見のための具体策を進めるとともに、認知したいじめに対しては「いじめ対応サポート班」により事案対処を行っています。

平成31年1月には「福井県いじめ対策基本方針」を改定し、いじめ解消の要件、いじめの未然防止に向けて特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援およびけんかやふざけ合いをいじめから除外しないこと等を追加しました。県内全ての学校では、改定された「福井県いじめ防止基本方針」に沿って、「学校いじめ防止基本方針」の見直しに取り組み、「令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえていじめ防止対策を推進しています。

2 児童・生徒問題行動地域対策会議

【義務教育課】

県内17市町において、学校、警察、児童相談所、愛護センターなどの関係機関で構成される「児童・生徒問題行動地域対策会議」を年3～4回開催しており、児童生徒に関する情報共有や実態に即した対策を協議しています。

3 情報モラルに関する高校生のための講演会

【高校教育課】

すべての県立学校において、外部講師等によるSNSの利用等に関する情報モラル講演会を実施し、生徒の規範意識の向上を図っています。

4 SOSの出し方に関する教育

【高校教育課】【義務教育課】

すべての県立学校において、生徒またはその友人が危機的状況にある場合に、身近な信頼きる大人に対して適切な援助希求ができるようにするため、外部講師等によるSOSの出し方に関する教育を実施しています。

小中学校において、SOSの出し方に関する教育を、いずれかの学年で年1回、発達段階に応じて実施しています。